名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、老人クラブの適切な運営を促進することを目的として、名古屋市（以下「市」という。）が予算の範囲内で老人クラブに対して行う名古屋市老人クラブ運営補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通　則）

第２条　補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第３条　市は、単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）が実施する次に掲げる事業を対象として、補助金を交付する。

(1)　社会奉仕活動の実施

(2)　生きがいを高める活動の実施

(3)　健康づくりを進める活動の実施

（交付要件）

第４条　補助金の交付を受けることができる老人クラブは、その運営が別紙に定める「名古屋市老人クラブ運営基準」（以下「運営基準」という。）を満たしている老人クラブ及びその運営がおおむね運営基準に準じて行われている老人クラブであって、市長が特別の事情があると認めたものとする。

（補助金交付額）

第５条　補助金交付額は、補助対象経費の実支出額とし、次項に定める補助基準額を限度とする。

２　補助基準額は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の初日の会員数により、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、４月２日以降、新たに第４条の要件に該当するとことなった老人クラブについては、補助金交付申請日（以下「申請日」という。）の会員数による。

(1) 会員数 30 名以上 39 名以下の老人クラブ　月額 3,460 円

(2) 会員数 40 名以上 49 名以下の老人クラブ　月額 3,880 円

(3) 会員数 50 名以上 69 名以下の老人クラブ　月額 4,820 円

(4) 会員数 70 名以上 99 名以下の老人クラブ　月額 5,350 円

(5) 会員数 100 名以上の老人クラブ　月額 6,490 円
(6) 前年度又は前々年度に前 5 号又は本号の補助金の交付決定を受けた会員数 27 名以上 29 名以下の老人クラブ　月額 3,460 円
(7) 会員数 15 名以上の老人クラブ（前 6 号に該当する場合を除く）月額 2,000 円

3　補助金額は、前項の補助基準額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請日の属する月）からその年度の 3 月までの月数（当該年度の初日において第 4 条の要件に該当する老人クラブが事業開始前までに次条に定める申請書を提出した場合は 12 か月）を乗じて得た額とする。

（申　請）

第 6 条　補助金の交付を受けようとする老人クラブは、名古屋市老人クラブ運営補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、前年度に引き続き補助金の交付を受けようとする老人クラブは、(1)の書類を省略することができる。

(1)　老人クラブ規約
(2)　会員名簿（第 2 号様式）

（交付決定）

第 7 条　市長は、補助金の交付を決定したときは、名古屋市老人クラブ運営補助金決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

2　補助金は、交付の目的を達成するため、その全額を一括して概算払により交付するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条　規則第 8 条第 1 項の規定に基づく申請の取下げは、前条第 1 項の規定による通知を受領した日から 15 日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた後においては、申請の取下げを行うことはできないものとする。

（事業実績等の報告）

第 9 条　補助金の交付を受けた老人クラブは、当該年度終了後 20 日以内に名古屋市老人クラブ運営補助金精算報告書（第 4 号様式）を、市長に提出しなければならない。

（交付額の確定）

第 10 条　市長は、前条の報告書を審査のうえ補助金の交付額を確定したときにおいて、既に交付した金額が確定した額を超えている場合は、名古屋市老人クラブ運営

補助金交付額確定通知書（第5号様式）により通知し、期限を定めてその差額を返還させるものとする。

（義　務）

第11条　補助金の交付を受けた老人クラブは、収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳票及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2　補助金の交付を受けた老人クラブは、次の各号に該当する場合には、市長に名古屋市老人クラブ異動届（第6号様式）により提出しなければならない。

(1)　規約を改正したとき。

(2)　会員数が著しく増減したとき。

(3)　前号に定めるもののほか、申請書に記載した事項を変更したとき。

(4)　老人クラブを解散したとき。

（決定の取消し）

第12条　市長は、規則第9条第1項、第2項又は第18条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、名古屋市老人クラブ運営補助金（取消し・一部取消し）決定通知書（第7号様式）により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2　前項において、補助金の交付の決定の全部を取り消した場合は、その全額を、一部を取り消した場合は、補助金の交付対象要件に該当しなくなった事由が発生した日の属する月の翌月分からその年度の 3 月分までの分の補助金を返還するものとする。但し、補助金の交付対象要件に該当しなくなった事由が発生した日の属する月が3月である場合は、この限りでない。

（委　任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この要綱の改正は昭和47年 4月 1日より施行する。

2　老人クラブ助成要綱（昭和43年 3月29日決裁）は廃止する。ただし、昭和46年度分の補助金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、昭和48年 4月 1日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 48 年 6 月 28 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附　則

1　この要綱は、平成 20 年 1 月 4 日から実施する。

2　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 21 年度の補助金交付額の算定の特例）

2　施行日においてこの要綱による改正後の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条の要件に該当する老人クラブ（この要綱による改正前の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第 4 条の要件に該当する老人クラブを除く。）が、平成 21 年 8 月 31 日までに新要綱第 6 条の申請を行った場合においては、新要綱第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年度の補助金交付額は、平成 21 年度の 7 月分から 3 月分までの合計額とする。

3　平成 21 年 7 月 2 日から 8 月 1 日までの間に新たに新要綱第 4 条の要件に該当することとなった老人クラブ（新たに旧要綱第 4 条の要件に該当することとなった老人クラブを除く。）が、平成 21 年 8 月 31 日までに新要綱第 6 条の申請を行った場合においては、新要綱第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年度の補助金交付額は、平成 21 年度の 8 月分から 3 月分までの合計額とする。

（経過措置）

4　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

（要綱の廃止）

5　「名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱」（平成21年6月11日付健康福祉局長決裁）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度以降の予算にかかる補助金について適用する。

附　則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以降の予算にかかる補助金について適用する。

2　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

1　この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度以降の予算にかかる補助金について適用する。

2　この要綱の施行の際、旧要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

附　則

1　この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　令和5年度において、27名以上29名以下の老人クラブで令和3年度又は令和4年度に改正前の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第5条第2項第1号又は第２号の補助金の交付を受けた老人クラブについては、改正後の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第5条

第2項第6号を適用する。

3　令和6年度において、27名以上29名以下の老人クラブで令和4年度に旧要綱第5条第2項第1号又は第2号の補助金の交付を受けた老人クラブ（令和5年度において新要綱第5条第2項第1号から第6号の補助金の交付を受けた老人クラブを除く。）ついては、新要綱第5条第2項第6号を適用する。

附　則

1　この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以降の予算にかかる補助金について適用する。

2　この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（別　紙）

名古屋市老人クラブ運営基準

１　目　的

老人クラブは、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉に資することを目的とすること。

２　組　織

(1)　老人クラブは、これに参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるものとする。
(2)　老人クラブは、政治又は宗教上の組織であってはならないこと。
(3)　会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること。
(4)　会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の市内の同一小地域に居住する者とすること。
(5)　会員数は、15 名以上とすること。
(6)　名古屋市老人クラブ連合会に加入していること。

３　運　営

(1)　老人クラブの運営は、会員の総意に基づき民主的に行い、一部の会員の独善的運営であってはならない。
(2)　老人クラブに会員の互選による代表者 １名を置くものとすること。
(3)　老人クラブは、固有の会場及び事務所を有するものであること。
(4)　会員は、クラブ活動費にあてるため、会費を定期的に納入するものとすること。ただし、会費の納入が困難な者その他特段の事情がある会員について、会則により会費を免除し、又は減額することができるものとする。

４　活　動

(1)　老人クラブは、会員の教養の向上、健康の増進、地域活動及びレクリエーション活動を年間計画を樹立して総合的に実施すること。
(2)　老人クラブの活動は、毎月 １回以上行うものとすること。
(3)　老人クラブは、政治的又は宗教的な活動を行ってはならないこと。